

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規則

（目的）

第1条 この規定は、有限会社山起会ライフサプライ（以下「法人」という。）給与規程に定める給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

（支給額）

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人が定める額とする。

（支給）

第4条 特定加算金の支給は、年2回、年度分を賞与として給与とは別に支給する。

（在庫の限定）

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

（経験・技能のある介護職員の基準設定）

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤続8年以上の介護福祉士とする。但し、8年に近い職員で、介護福祉士資格を有し且つ十分な技能を有する者は会社が考慮する場合がある。

（その他）

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。